

再考：卵子提供による家族形成と対人援助

Reconsidering of the Human Services to "The family formation by the oocyte donation"

○荒木晃子¹⁾ 2)、内田昭弘²⁾

Araki Akiko, Uchida Akihiro

1) 立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構、2) 内田クリニック

Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University, Uchida Clinic

Key words: oocyte donation, family formation, human services

目的

日本の生殖医療は、戦後 70 年の歴史と共に進化を遂げたといっても過言ではあるまい。2015 年現在、夫婦以外の第三者男性からの精子提供の歴史は 60 年を超え、その間、第三者の卵子提供による体外受精、夫婦間で作製した受精卵を第三者女性に移植し代わりに妊娠・出産する代理出産等、様々な医療技術で第三者の介入を得て誕生した児の存在がある。

研究では、不妊当事者の生殖に関与する第三者を代替当事者と提起し、本報告の対象を卵子提供ドナー女性とその家族とする。本来、代替当事者は治療が必要な不妊患者ではない。これまで、生殖に必要な「卵子」とその行方を注視する科学・生命倫理・ジェンダー研究や緒論等は確認したが、ドナーを、家庭生活を営む一人の女性として考察した研究はなかった。報告は、不妊当事者へ卵子を提供する代替当事者女性（＝卵子ドナー）とその家族に必要な支援の構築を目標に、提供卵子で妊娠/出産するレシピエントの家族形成を対人援助の視点で検討することを目的とする。

方法

2013 年 1 月、国内初の無償卵子提供ドナー登録支援団体（NPO 法人 OD-NET）が発足し、2015 年 7 月の会見では、ドナー卵子とレシピエント夫の精子による受精卵の作製に成功したとの発表があった。受精卵は一定期間凍結の後、レシピエント女性の子宮に移植され、来年度中にはドナー卵子とレシピエント夫間の児を、レシピエント女性が出産予定だという。誕生した児には、産み育ての親（レシピエント夫婦）の他に、遺伝的つながりのある代替当事者（卵子提供ドナー）と家族（子と夫）の存在が、その出自に深く関与するが、その関係を確定する法や生殖医療に関する法制度は未整備である。

報告者は、OD-NET 発足前から辞任に至るまで約 2 年半に渡り、団体理事及びマッチング委員長をつとめた経歴を持つ。研究方法としては、その間にまとめ逐次公開した研究報告を、あらためて対人援助の視点で再考し、分析と考察を試みる。

結果

希望者を募り、諸手続きを経てドナー登録に至るまで

に、230 名超の応募者と 20 名超の登録者を確認した。登録ドナーはその後、レシピエントとのマッチングを経て、提携する医療機関へ紹介。医療施設でドナーは、通常の不妊治療と同様に、排卵の調整採卵他の医療行為及び医療機関のカウンセリングが実施されるも、そこに医療者以外の関与はなかった。2015 年 9 月末現在、提携施設には、卵子の代替当事者として、既に子を持つ 35 歳未満の健康な 3 名のドナー女性の卵子で作製した複数の受精卵を凍結中であるという。

考察

NPO 法人 OD-NET は、卵子の無い不妊当事者カップルのために、当初より無償で卵子提供を希望するドナーを募っている。発足から現在までに、①ドナーへの身体的、精神的、経済的保障、②個人・家族情報及び医療（遺伝）情報の公的管理、③子どもの「知る権利」の保障を要請している。このうち、①身体的補償については保険会社へ医療保険の適用を求め、提携医療施設にカウンセリングを委ね、経済的リスクは提供を受けるレシピエント負担とした。②情報管理は公的機関による管理体制の構築を求めるも、実際には、医療施設及び関連機関による管理体制を実施。③子どもの「知る権利」の保障のためには民法改定と法整備を求める要望書を国会議員で構成する PT へ提出した。しかし、生まれた子どもの出自に直接的・遺伝的に関与する代替当事者とその家族に対する、心理・社会的サポート体制への要望はなかった。生まれた児を含む彼らの個人・家族の情報は、OD-NET と提携医療施設及び関連機関で管理されている。

現行の卵子提供による家族形成には、対人援助/家族援助といった概念での恒久的かつ社会的なサポート体制がないため、法整備のない現状では、将来、双方の家族に起きる様々な出来事の法的・社会的解決が難しくなる可能性は否定できない。ドナーが自己卵子の提供動機を確信し、代替当事者となり身体的・精神的リスクを負う患者になるには、そこに家族の同意と協力は必須である。更に、産まれた児とドナー子の関係性、及び双方への出自や真実告知の問題等、卵子提供による家族形成には、法整備を含め社会が担う対人援助の必要性があると考察する。

以上